

**令和4年第1回東洋町議会臨時会会議録**  
**(第1号)**

令和4年2月1日(火)

**東洋町議会**

余 白

## 令和4年第1回東洋町議会臨時会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場  
開 会 令和4年2月1日(火) 午前10時00分宣告  
出席議員 (8名) 議長 福島 登 君 副議長 8番 西岡 尚宏 君  
1番 廣田 齋史 君 2番 安岡 良仁 君  
3番 高畠 俊彦 君 4番 武山 裕一 君  
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君  
欠席議員 (1名) 5番 小野 正路 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	長崎 正仁 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	北川 晃彦 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	田岡 いずみ 君
住民課長	築地 仲音 君
産業建設課長	小池 昭平 君
教育次長	大坪 靖幸 君
地域包括支援 センター事務局長	近藤 真人 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	伊吹 真貴博
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 1番 廣田 齋史 君 2番 安岡 良仁 君

令和4年第1回東洋町議会臨時会議事日程

(第1号)

令和4年2月1日(火) 午前10時00分開議

臨時議長紹介

町長あいさつ

開議宣言

議事日程の報告

[ 日程第1 ] 仮議席の指定

[ 日程第2 ] 選挙第1号 議長選挙

(第1号の追加1)

[ 追加日程第1 ] 会議録署名議員の指名

[ 追加日程第2 ] 会期の決定

[ 追加日程第3 ] 選挙第2号 副議長選挙

[ 追加日程第4 ] 議席の指定

[ 追加日程第5 ] 常任委員会委員の選任

[ 追加日程第6 ] 議会運営委員会委員の選任

[ 追加日程第7 ] 議会広報編集委員会委員の指名

[ 追加日程第8 ] 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

[ 追加日程第9 ] 承認第1号 専決処分事項「令和3年度東洋町一般会計補正予算(専決第3号)」の承認を求めることについて

[ 追加日程第10 ] 閉会中の継続審査・調査の申し出

(1) 総務教育民生常任委員会

(2) 産業建設常任委員会

(3) 議会運営委員会

議事のでんまつ

<p>事務局長</p>	<p>(伊吹 真貴博 事務局長)</p> <p>皆様、おはようございます。</p> <p>議会事務局長の伊吹です。</p> <p>本臨時会は、一般選挙後、最初の議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっています。</p> <p>出席議員中、田島毅三夫議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。田島議員、議長席にお着き願います。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>(田島 毅三夫 臨時議長)</p> <p>皆様、おはようございます。</p> <p>ただいま、事務局長よりご紹介をされました田島毅三夫でございます。</p> <p>この度の選挙においては、お互いに当選の栄誉をもって議席を得ました。このことは、誠にご同慶の至りであります。</p> <p>本臨時会は、年長の故をもちまして、臨時議長の職務を行います。何卒、議長が選出されるまでの間、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>まず、臨時議長の私から、第17期東洋町議会議員を紹介いたします。廣田斎史君、安岡良仁君、福島登君、西岡尚宏君、高嶋俊彦君、武山裕一君、小野正路君、今宮裕明君、それと私、田島毅三夫の9名であります。</p> <p>次に、町長から、あいさつを受けることにいたします。</p>

町長

松延町長。よろしくお願ひいたします。

(松延 宏幸 町長)

おはようございます。令和4年第1回臨時会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年1月18日に告示をされました東洋町議会議員選挙は、3期連続無投票での当選結果となりましたが、その後の初議会を本日招集させていただきました。コロナ禍、第6波の情勢ではありますけれども、まずは議員の皆様にはこの度の選挙でのご当選を、改めてお慶び申し上げます。誠にめでたうございます。

また、本日新組織が決定される運びとなりますけれども、気分を一新され、古くから言われておりますように、議会と執行部が車の両輪として、町の発展と福祉の向上のために、引き続き行政運営へのご協力を賜りますよう、お願ひを申し上げます。

本臨時会では、昨年末の国会で10万円給付の補正予算が成立をしており、このことを受けまして、12月21日付けで専決予算で対応させていただきました、一般会計補正予算の承認を求める件がございます。議会新組織後にご提案させていただきますので、適切なご決定をお願ひ申し上げます。

さて、今般の町議会議員選挙であります、前々回は東洋町議会史上初となる無投票という結果に続きまして、2期続けての無投票ということにつきましては、歴史的背景も含めまして、当時のマスコミでは様々な報道がなされたところでございます。政治的には、混乱期から安定した町政への過渡期でもあるとの分析もございました。

今回の3期続けての無投票という結果につきましては、新聞紙上では、三度の無風人材難露呈との見出しもございました。

町政には、様々な課題が山積しておりますけれども、人口激減時代を迎えまして、議会も執行部も人材の発掘、育成という共通の課題もございます。

定数の議論も不可避との指摘もございますが、後世に判断を委ねるのではなく、議会も執行部も各自の職責につきまして、今一度共通認識としたいと思うところでございます。

今後とも町民にわかりやすい組織、理解しやすい建設的議論、透明性の高い議会活動を改めてお願いしたいと思います。

最後に、新体制におけます議会組織におかれましても、円滑な議会運営の確立と、町行政への更なるご理解ご協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、本年初の臨時会招集にあたってのご挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

臨時議長

(田島 毅三夫 臨時議長)

ただいま町長からのあいさつが終わりました。

現在の出席議員は8人であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和4年第1回東洋町議会臨時会を開会いたします。(開会時間：10時07分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおり、仮議席の指定と議長選挙の計2件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

小野正路君から病気のため本日、欠席の届け出が提出されております。以上をもって、諸般の報告を終わります。



それでは日程第1、仮議席の指定を行いたいと思います。

仮議席は、ただいま、ご着席の議席をそのまま指定したいと思いま  
す。

次に日程第2、選挙第1号、議長選挙の件を議題とします。

地方自治法第103条第1項の規定によりまして、議長選挙を行  
いたいと思います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これに、ご異議  
はありませんでしょうか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

それでは開会します。

ただいまの出席議員は私臨時議長を含めまして8名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に、1番、  
廣田斎史君、並びに、2番、安岡良仁君を指名します。

投票用紙を配布してください。

念のために申し上げます。

投票は単記・無記名投票でございます。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(自席より、なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次、投票願います。どうぞ。

投票漏れはございませんでしょうか。

(自席より、なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは開票を行います。1番、廣田斎史君、並びに、2番、安岡良仁君、立会をお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票であります。

有効投票中、福島登君7票、田島毅三夫君1票であります。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条の規定により、2票であります。よって、福島君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

ただいま、議長に当選されました福島君が議場におられますので、議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

福島君からご挨拶を受けることにします。福島君。お願いします。

(福島 登 議長)

福島登であります。

一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。ただいま栄誉ある東洋町

議長

議会第38代の議長にご選任を賜り、心から感謝を申し上げます。私自身、限りなく光栄に存じますとともに、その責任の重大さをひしひしと感じている次第でございます。私は、議員各位のご理解とご支援を得ることを念頭において、円滑な議会運営と議会の更なる活性化に努めてまいり所存でございます。我が国の地方自治の本旨は議会と執行部はともに切磋琢磨して社会福祉を初めとした町民生活の向上に努めていくという、いわゆる二元代表制にあると考えております。従いまして、東洋町議会におきましても、町長としっかりとした議論を重ね、町民のための政策を実践していくことが、明日の地方自治発展に繋がると確信をいたしております。

本町におきましては、依然として厳しい財政状況でございます。

また、収束の見えない新型コロナウイルス感染症により、住民の皆様にも大変ご不便をおかけしている状況もでございます。このような中におきましても、活力と魅力にあふれ、安全で住みやすい町づくりを進めて行くことが、住民の皆様方の一致した願いであるとの認識に立ち、その負託に応えるべく、皆様とともに頑張る所存でございます。

どうぞ今後とも、議員の皆様方の温かいご支援並びにご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます、議長就任のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(田島 毅三夫 臨時議長)

ただいま、福島登議長の挨拶が終わりました。

以上をもちまして、臨時議長の職務がすべて終わりましたので、ご協力ありがとうございました。

福島登議長、議長席にお着き願います。

臨時議長

議長

(福島 登 議長)

ここで、追加日程表を配布しますので、暫時、休憩したいと思います。休憩時間は25分、再開します。よろしくお願いします。

(休憩時間：10時20分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(再開時間：10時25分)

これからの議事日程は、お手元に配布したとおり、追加日程として、会議録署名議員の指名、会期の決定、副議長選挙の他、議席の指定、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任、議会広報編集委員会委員の指名、監査委員の選任、専決補正予算、閉会中の継続審査・調査の申し出の計10件であります。

追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、議会議事規則第126条の規定により、1番、廣田齋史君、並びに、2番、安岡良仁君を指名いたします。

追加日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

追加日程第3、選挙第2号、副議長選挙の件を議題とします。

地方自治法第103条第1項の規定により、副議長選挙を行います。

す。

お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は私議長も含め、8人であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、3番、高嶋俊彦君、並びに、4番、武山裕一君を指名いたします。

投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。

投票は単記・無記名投票で行います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次、投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

3番、高島俊彦君、並びに、4番、武山裕一君、立会をお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票中、西岡君7票、田島君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条の規定により、2票であります。

よって、西岡君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

ただいま、副議長に当選されました西岡君が議場におられますので、議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。西岡君からご挨拶を受けることにします。西岡君、どうぞ。

(西岡 尚宏 議員)

ただいまご紹介いただきました、西岡でございます。一言、副議長就任のご挨拶を申し上げます。ただいま本町議会の副議長に選任されましたことは、大変光栄に存するとともに、責任の重大さを痛感しているところでございます。基より浅学非才の身ではございますが、更なる議会改革の推進と議会の活性化のため、また町勢発展のため、議長の補佐として懸命に努力をする覚悟でございます。どうか今後とも皆様の更なるご支援を賜りまして、しっかりと頑張っていきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。簡単ではございますが、副議長の就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(福島 登 議長)

副議長

議長

西岡副議長のあいさつが終わりました。

追加日程第4、議席の指定を行います。

議席は議会会議規則第4条第1項の規定により、1番廣田齋史君、2番安岡良仁君、3番高畠俊彦君、4番武山裕一君、5番小野正路君、6番今宮裕明君、7番田島毅三夫君、8番西岡尚宏君、9番は私、福島登、以上のとおり指定いたします。議席の移動をお願いします。

ここで、議員全員協議会を開催し、各委員会等の委員の選任等について協議しますので、休憩をいたします。

お手元の資料を持参のうえ、議員控え室に、ご参集をよろしく願います。再開は、午後2時といたします。

(休憩時間：10時35分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。(再開：14時00分)

追加日程第5、常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第2項の規定により、総務教育民生常任委員会委員に、廣田齋史君、武山裕一君、小野正路君、今宮裕明君、私、福島登の5名を、次に、産業建設常任委員会委員には、安岡良仁君、西岡尚宏君、高畠俊彦君、田島毅三夫君の4名を、それぞれ選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、指名のとおり、選任することに決定しました。

ただいま、選任されました各常任委員の方々は、次の休憩中に、それぞれ委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。産業建設常任委員会、総務教育民生常任委員会の順で、正副議長室で行うこととします。

なお、一般選挙後、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知を行います。

また、正副委員長が、ともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

各委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長に提出をお願いいたします。

ここで20分間、休憩します。再開は2時22分になります。休憩します。（休憩時間：14時02分）

休憩前に引き続き会議を開きます。（再開時間：14時22分）

常任委員会の委員長、副委員長の互選結果についてご報告をいたします。

総務教育民生常任委員会については、委員長に武山裕一君、副委員長に今宮裕明君、産業建設常任委員会については、委員長に西岡尚宏君、副委員長に安岡良仁君、以上であります。

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第



2項の規定により、廣田齋史君、武山裕一君、小野正路君、今宮裕明君、それと私、それぞれを選任したいと思います、これにご異議ありませんか。

(自席より、異議ありやその他の発言あり)

ただいま、選任について、異議がありましたので、採決の方法は、改めて、挙手により行います。

(自席より、発言あり)

基。少しお待ちください。

基。議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第2項の規定により、廣田齋史君、西岡尚宏君、高島俊彦君、小野正路君、今宮裕明君をそれぞれ選任したいと思います、ご異議ございませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、指名のとおり、選任することに決定をいたしました。

ただいま、選任された議会運営委員会の方々は、次の休憩中、委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。場所は、正副議長室でお願いをいたします。

なお、一般選挙後、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集を通知します。

また、正副委員長が、ともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長に提出をよろしく申し上げます。

ここで10分間、休憩します。再開は35分をお願いいたします。

(休憩時間：14時26分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(再開時間：14時35分)

議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。委員長に高島俊彦君、副委員長に小野正路君の以上であります。

追加日程第7、議会広報編集委員会委員の指名の件を議題といたします。お諮りいたします。

議会広報編集委員会委員の指名については、議会広報の発行に関する条例第4条第2項の規定により、廣田齋史君、安岡良仁君、西岡尚宏君、今宮裕明君、それと私、福島をそれぞれ指名したいと思います。がそれにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議会広報編集委員会委員は、指名のとおり、決定をいたしました。

ただいま、指名されました議会広報編集委員の方々は、次の休憩中に正副議長室で委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。正副委員長が、ともにおりませんので、議会広報の発行に関する条例第6条第2項の規定により、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長に提出をお願いします。

ここで10分間、休憩を行います。時間は2時47分です。

(休憩時間：14時37分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間：14時47分)

議会広報編集委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告をいたします。委員長、今宮裕明君、副委員長、廣田齋史君。以上であります。

追加日程第8、同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸 町長)

新組織も決まったということでございます。今後ともよろしく願いいたします。それでは早速でございますが、ご提案を申し上げます。

同意第1号。東洋町監査委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和4年2月1日提出でございます。氏名は廣田齋史氏でございます。生年月日は昭和41年7月31日生まれ、満55歳でございます。住所は高知県安芸郡東洋町大字白浜125番地6となっております。身上調書は別添のとおりでございますので、ご参照を願います。よろしく願いいたします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

地方自治法第117条の規定により、廣田齋史君は、除斥に該当す

町長

議長

ると認められますので、退席を求めます。議員控え室で、待機をお願いします。（廣田齋史議員退席）

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

（自席より、異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより、同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は6名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、2番、安岡良仁君、並びに、3番、高畠俊彦君を指名いたします。

投票用紙を配布します。（投票用紙配布）

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（自席より、なしとの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異状なしと認めます。

<p>町長</p>	<p>これより投票に入ります。</p> <p>1番議員より、順次、投票願います。</p> <p>投票漏れはありませんか。</p> <p>(自席より、なしとの声あり)</p> <p>投票漏れなしと認めます。投票を終了します。</p> <p>開票を行います。</p> <p>2番、安岡良仁君、並びに3番、高島俊彦君、立会をお願いします。</p> <p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数6票、うち有効投票6票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成5票、反対1票。以上のとおりであります。</p> <p>よって、同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定をいたしました。</p> <p>議場の閉鎖を解きます。廣田斎史君の除斥を解きます。</p> <p>廣田議員に報告します。</p> <p>先ほど、採決の結果、賛成多数の同意をもって、監査委員に選任されました。</p> <p>追加日程第9、承認第1号、専決処分事項、令和3年度東洋町一般会計補正予算専決第3号の承認を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>承認第1号、専決処分事項、令和3年度東洋町一般会計補正予算、専決第3号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地</p>
-----------	--

<p>議長</p>	<p>方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。令和4年2月1日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。住民税の非課税世帯臨時特別給付金及び子育て世帯臨時特別給付金の支給をするため、また、基金積立金などの予算を追加するために、令和3年12月21日に専決処分をさせていただいております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>それでは私から、承認第1号、専決処分事項、令和3年度東洋町一般会計補正予算、専決第3号の承認を求めることについて、ご説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今説明を聞いてそのまま質疑に入りますが、ちょっとわからないと</p>

ころがございます。合計4点お聞きしたいと思いますが、まず1点目の、これはページで言いましょうか、13ページ。減債基金の積立金ということについてご説明願いたいと思います。内容がよう把握せんかったので、これはなんですか。その減債基金を積み立てるその事業内容のことをもういっぺん確認したいんですが、こういう質疑でいけたら事業内容についてお聞きしたいと思います。内容がちょっとわからなかったもので。これ1つ目です。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

田島議員の質問にお答えをいたします。

今回、国は税収入が増収になったために、交付税の増額交付ということで交付を各自治体に行いました。その中で、通常は臨時財政対策債というものがあるんですけども、これが地方交付税の算定基準の中に入っております。が、今回国が令和3年度分だけですけども、臨時財政対策債の歳入は行わない、交付税の中に措置しないということでその分のお金は今回国の収入の増額になった分で補ってくださいというような形で交付をされましたのでそれを基金の中に積み立てたということでございます。この交付されたお金の使用は、当然臨時財政対策債の償還に充てるべきものだと思うんですけども、国はそこまで明確に示されておりませんので、全体的に起債償還の財源として充ててくださいというような形になっております。以上でございます。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ここらにものが挟まったような感じで聞いていましたが、具体的にどのようなものになるんでしょうかね。なにか特別な事業をやってそれによって返還しなければならないものができたものに対する補填ということなんでしょうか。お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>臨時財政対策債というものは、自治体の財源の不足分として町が臨時財政対策債という起債を借りて、一般財源として使ってもかまわないよという起債でございますので、どの事業にどれがとかっていうものではなくて、地方交付税と同じような使い方の考え方、どの事業に充当しても構わないというお金でございます。今回国の増税によりまして、増税分の内の臨時財政対策債の令和3年度分に限って、地方交付税の算定するときに令和3年度はもう算入しないということでございますので、その分をこの国の税収の増えた分で交付しますので、各自治体は将来的に起債の償還に充ててくださってというようなことになっておりますので、本町としては直ちに償還するのではなくて、積み立てをしておるということでございまして、今後何か償還する場合はこの減債基金の財源で償還をするということにしております。</p>



	<p>す。基本的に国は積み立ててくださいという指示だったので、積み立てておる次第でございます。ちょっとわかりにくい説明ですけど、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ぶっちゃけてお聞きします。これは今言う減債金とかいろいろありますが、コロナ対策としての購入資金等の補填ということではないんですか。こういう言い方ではちょっと言いにくいかもわからんが、町が本来返還しなければならないものに対して国がそれを支援をして、減債金というかたちでやって、一旦置いて、返還するときのそれを使ってくださいというようなものじゃないんでしょうかという質疑ですが。答弁できたらお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p> <p>(自席より、イエスかノーでもかまいませんとの発言あり)</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>違います。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p>

	<p>先ほどのほうもう3回やったですよ。次ですね。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>2つ目の質疑です。</p> <p>非課税世帯の臨時給付金8340万円が</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さんページから言ってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ページ。13ページです。ちょっと待ってくださいね、ちやいますか。8千3百……。繋がってますね、13、14繋がっておりますが、この今言う住民税非課税世帯補助金です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>14ページね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい、14ページの一番初めです。住民税非課税世帯臨時特別給付金8000万円、それに付帯して340万円を入れて8340万円とまとめました。付帯した事業も入れて。かまいませんか。いかんなら言うてください。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>いえ、続けてください。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>この内容を聞くということで、</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>歳入か歳出かどっちか</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>歳出です。歳出です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>14 ページでいんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ページで言うたら歳出歳入わかると思ったんですが。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>14 ページでいんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>14 ページのこの8000万及びこの下の部分ですね。負担金、それ合わせてのことです。</p> <p>この今言う説明のときにありましたように、その10万円の支給のことだということを聞いております。そこで1つ聞きたいのは、給付金手数料として65万円計上されていますね。しかしそれなのに、その他に支給委託金として275万円計上されている。これを私今日説</p>

議長	<p>明聞くまでは委託した費用の内容を聞こうとしたんですが、先ほどはこういう説明ありましてね。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、わかりにくいですよ。1つ1つ分けて説明していただかないと。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんならいきます。ほんならいきます。はい了解。わかりました。ほんならそのままいきます。システム料という説明があったもんで混乱してるんです。今の説明の中でね。それをひっくるめてその上で最初の質疑にどこに給付を委託した費用か支給の内容を聞くというのが初めの質疑やったんです。重複処理じゃないんですかという質疑やったんです。2ついるわね、委託してるところが。その説明聞こうとしたんです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>今の質問で答弁できますか。できますか。</p> <p>田島さんできるそうです。</p> <p>近藤地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>このシステム導入委託料は、給付金の支給対象である非課税世帯の洗い出しや給付の管理を行うためのシステムをパソコンに導入するための委託料でございます、事業そのものを委託するものではござ</p>

議長	<p>いませので、他の経費と重複することはございません。以上です。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>この件についてもう1つだけ教えてください。今こういう答弁もらいました。8000万円の支給をするのに270万、それから別の手数料いれたら300万以上のこのシステム料というのはこの事業だけに関するシステムなんですか。それともその後、また使えるようなものでしょうか。そこだけお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>近藤地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>田島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>このシステムについては、今回の事業に限ったものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>国もね、こういうことをね、ほんまにもったいない話。</p> <p>3つ目の質疑に入ります。</p>

<p>議長</p>	<p>BG トイレの改修費用として先ほど説明受けました。男女トイレの改修ということで。これの350万円の内容聞いておりますけれども、質疑を止めて再問で質問します。こうした補修費用は協会ですか。正式名称忘れましたが、その協会本部からの支援はないのでしょうか。全額一般会計になっていたのでお聞きしたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪教育次長。</p>
<p>教育次長</p>	<p>(大坪 靖幸 教育次長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>今回予算書にあるとおり、一般財源で処理の方させていただいております。従いまして、B&amp;G ブルーシーアンドグリーンランドからの補助が今回はございません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>最後の質疑になります。</p> <p>これも説明いただきました。町道日曾谷線災害復旧工事補償金33万2千円についての内容のことです。</p> <p>これは以前も川口の本流の橋に流れてきた流木が引っかかって、氾濫したことがありましたね。あのときは業者が補填したんじゃないかなあという気がして今質疑しております。今回一般財源から町の責任としてこうしてるんですが、これはどういうことでしょうか、も</p>

<p>議長</p>	<p>もう少し詳しく町の責任になったという説明をもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>先ほど総務課長も説明したんですが、今回の補償費につきましては、橋じゃなくて令和2年の豪雨により被災しました、ちょっと上になるんですが、その町道日曾谷線の工事となっておりますが、令和3年昨年9月の豪雨により工事途中の箇所が被災したため、令和3年11月に新たに査定しまして金額が確定したことにより当初の工事費と新たに確定した金額の差額を建設工事請負契約書第30条の規定に基づき、その工事の手戻り分である333万2千円を支払うものでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>小池さんごめんしつこいきん、ごめんよ。</p> <p>こういう工事は公共事業として県の土木の仕事でしたよね、あれは。日曾谷の河川の整備というのは県の工事やったと思います。そこで発生した分についてはその責任は県の方にあるんじゃないんでしょうか。</p>

<p>議長</p>	<p>(議員側自席より、道路って書いちゃあるやないかとの発言あり) 端からはだまっとりなさい。</p> <p>(福島 登 議長) 議席からの発言は控えてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員) その今言う答弁を1つだけお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長) 小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えいたします。 議員の言われますとおり、河川については県工事になりますが、今回の災害の復旧箇所ですが、町道になりますので町負担ということですね。よろしいでしょうか。 (議員側自席より、発言あり) あくまで町道の工事ということですので。 (議員側自席より、はい、わかりました。以上です。との発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長) 他に質疑はありませんか。 (自席より、なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>



これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

次に、賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第1号、専決処分事項、令和3年度一般会計補正予算、専決第3号の承認を求めることについての件を、挙手により採決をいたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、承認することに決定をいたしました。

追加日程第10、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してあります申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

以上をもちまして…

(議員側自席より、議長、緊急動議があります。との声あり)

はい、小休します。

(田島議員より緊急質問の提出)

文書のコピーをしておりますので、しばらくの間その場でお待ちください。

(文書配布)

5分ほど内容確認の時間を設けたいと思います。皆さん内容の確認をお願いします。

皆さんよろしいですか。

正会に復します。田島毅三夫君からコロナワクチン接種状況を聞くなど他、4件について緊急質問の申し出がございました。田島毅三夫君のコロナワクチン接種状況等、他3件の緊急質問の件を議題として採決します。田島毅三夫君のコロナワクチンの接種状況等の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第11として発言を許すことに賛成の諸君の挙手を願います。

挙手3で少数であります。よって田島毅三夫君の緊急質問について同意の上日程に追加し、追加日程第11として発言を許すことは否決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付された案件は、すべて終了いたしました。

これにて、令和4年第1回東洋町議会臨時会を閉会します。

	<p>皆さんお疲れ様でした。</p>
--	--------------------

これにて議会放送を終了いたします。

(閉会時間：15時35分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員